

監査公表 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

平成 30 年(2018 年) 4 月 13 日

湖南省監査委員 渡邊 悦夫
同 望月 卓

定期監査結果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・平成 30 年 2 月 21 日・22 日

2) 監査対象

・建設経済部

土木建設課、都市政策課、産業立地企画室、商工観光労政課、農林保全課

・上下水道事業所

上下水道課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、平成 29 年度（平成 29 年 12 月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められる

が、下記事項については早急に対処すべき事項及び改善すべき事項が見られたので改められたい。

建設経済部

1. 土木建設課

- ・道路占用及び土地を貸付している土地について、道路占用において年度当初から占用料が発生しているものについては、第一四半期内に請求をされたい。行政財産を貸付している物件についても、道路占用と同様に年度当初に請求の事務処理をされたい。

2. 都市政策課

- ・草津線石部駅自由通路・駅舎等基本設計業務委託について、事業完了後の維持管理費が市に過度の負担とならないよう計画をされたい。

上下水道事業所

1. 上下水道課

- ・支出において、上下水道業務包括委託について契約にある期日までに支払いができていないので、今後は契約期限内に支払いをするよう事務処理をされたい。